

白馬村景観計画策定委員会設置要綱

〔 令和 年 月 日 〕
〔 白馬村告示第 号 〕

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観計画(以下「景観計画」という。)の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本村の良好な景観の形成に資する景観計画を策定するため、白馬村景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、景観計画に関する事項について調査、検討し、その結果を景観計画の案として取りまとめ、村長に報告するものとする。

(委員)

第3条 委員は、白馬村環境基本条例(平成11年条例第25号)第26条により村長から委嘱された白馬村環境審議会の委員が兼ねるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は第2条に規定する村長への報告が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を

求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課において行う。

(委員の謝金等)

第9条 委員には謝金及び旅費を支給するものとし、その額は、白馬村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年条例第3号)第2条別表における環境審議会委員の額を準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会は、村長が招集する。